

令和 7 年度事業計画書

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで)

暴力団勢力は、暴力団対策法、暴排条例等による規制、警察の徹底した取締りのほか、関係機関団体等による各種暴排活動の進展に伴い、暴力団組織の資金源や人的基盤に打撃を与え、その全国の総数は、引き続き減少傾向にある。

県内では、減少傾向にあったものの令和 2 年ころから下げ止まり状態となり、暴力団は、法規制や取締り、社会全体が一丸となった包囲網をかいくぐるために組織実態を隠蔽し、薬物の密売や恐喝、賭博等の伝統的な資金獲得活動に加え、特殊詐欺、公的給付制度を悪用した詐欺等を敢行するなど、社会情勢の変化に応じた犯罪・行為を繰り返している。

さらに、企業活動を偽装したり他の不良集団と協調して、合法・非合法様々な手段を用いて資金獲得活動を活発化させ、未だに市民生活を脅かしている現状にある。

一方、予てから、暴力団との密接な関係を有して、集団的又は常習的な暴力的不法行為や特殊詐欺や組織窃盗等の違法な資金獲得活動を展開していた準暴力団（半グレ）のほかに、近年では、SNS・求人サイト等を通じ、より緩やかな繋がりで離合集散を繰り返し、メンバーを入れ替えながら特殊詐欺等の違法な資金獲得活動を繰り返す集団が暗躍しており、準暴力団を含むこれらを「匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）」と位置付け、実態解明や取締りを推進しているが、この集団は、蓄えた資金を更なる違法活動や自らの事業資金に充当するほか、一部が暴力団に流れるなど、犯罪行為の態様を悪質化・巧妙化させている状況がうかがえる。

暴力団の経済的、人的な弱体化を図るためには、これまでの暴排活動に拍車をかけるとともに、社会復帰を望む暴力団離脱者への社会復帰支援を強力に推進しなければならない。

当法人としては、暴力団やトクリュウに加え、ハードクレマーが社会問題となっていることも踏まえ、こうした情勢を的確に把握・分析し、これに呼応した対処方法を県民生活や事業所の健全運営に反映させ、もって、安全・安心を誇れる群馬県の実現に寄与する活動を推進する所存である。

1 普及・広報事業（公益目的事業その 1）

(1) 暴力団追放のための広報啓発資料の作成と配付

ア 暴力追放だより「暴追ぐんま」の作成と配付

反社会的勢力の動向やその対処方法等を掲載したみだしの機関誌を、例年どおり年 2 回（夏号、新春号）発行し、会員・関係機関・団体等に配付するなど、継続して当法人の活動を広く周知する。

暴力団やその周辺者、政治活動や社会運動を標ぼうする団体の構成員（以下「反社会的勢力」という。）、ハードクレマーによる不当要求の具体的事例をとらえて、その傾向を分析の上、対応方法を示すとともに、早期相談の周知や反社会的勢力排除の啓発活動等を中心に編集する。

イ 暴力団追放小冊子の配付

「暴力団情勢と対策～企業・行政対象暴力の現状～」、「民暴相談のしおり」等の小冊子を賛

助会員のほか、不当要求防止責任者講習受講者（以下「責任者講習受講者」という。）等に配付する。

ウ 暴力団追放ポスターの配付

当法人の相談電話番号入りの暴力団追放ポスター（「暴力団追放三ない運動＋１」等を啓発するもの）を賛助会員、責任者講習受講者等に配付する。

(2) マスコミ等を活用した広報・啓発活動

新聞、FMラジオ等の広報媒体を活用し、民事介入暴力相談窓口を活用した早期相談、不当要求防止責任者講習の積極的受講等について広く県民に呼びかける。

(3) 暴力団追放標語コンクール応募作品の活用

全国暴力団追放運動と連携して、暴力団追放標語「暴力団のいない社会づくり」の作品を広く公募し、優秀作品は、表彰・広報誌掲載を行い、暴力団追放意識の高揚を図る。

令和２年度から、当法人のホームページ上で標語を募集している。

令和２年度には県内の中学生の作品が全国最優秀に選出されており、新年度も引き続き同様の方法で標語を募集する。

優秀作品を広報誌や資料に掲載するなどして、暴力団排除の気運を盛り上げるための施策として効果を発揮するものと考えられる。

(4) 視聴覚教材の活用と整備

暴力団による不当要求の手口紹介、その具体的な対処法等をドラマ仕立てにした視聴覚教材（ＤＶＤ）を整備し、不当要求防止責任者講習や各事業所における職場教養の教材として活用を図る。

各企業・事業所の業務に共通する内容構成のほか、飲食業・保険業・不動産業・金融業及び建設業等の各業界や行政機関等を対象とした不当要求行為への対処法をドラマ仕立てにした各種ＤＶＤ教材を整備し、不当要求防止責任者講習で上映するほか、希望する企業、団体等に貸し出し、職場内での周知徹底を図る。

(5) 行政対象暴力対策の推進

暴力団をはじめとする反社会的勢力は、行政機関の指導監督権限を不当に行使させて、これを資金獲得の手段とすべく、公共団体等の職員に義務なき対応を要求する傾向を強めている。

また、理不尽・過度な要求、嫌がらせを行う悪質クレーム事案は、行政機関だけでなく、日常の経済取引等においても増加傾向にあり、大きな社会問題となっている。

こうした情勢に対処するため、国、県及び市町村の各行政機関の総務・渉外担当者と、反社会的勢力に関する情報交換に努めるとともに、各行政機関に対して不当要求防止責任者講習の開催を提唱し、行政対象暴力対策の更なる浸透・徹底を推進する。

令和６年中は、各行政機関における不当要求防止責任者講習もコロナ禍前と同レベルになり、国や県関係機関との情報交換会等も再開されており、当法人が受理した関連相談の傾向と対策に関する情報提供を行っている。

(6) ホームページの更新と活用

当法人のホームページを活用し、当法人の事業内容、反社会的勢力への対応要領や不当要求防止責任者講習の案内・受講申込等、暴力団排除の広報啓発活動を推進するとともに、内容も随時更新し、より充実したものを提供して県民のニーズに応える。

令和６年中のアクセス者数は、約７，０００件であった。

これまでの累計アクセス者数は、令和７年２月末現在、約１０万７，０００件（前年同期約１０万１，０００件）であり、暴力団追放への関心度の高さが認められる。

(7) 暴力団追放群馬県大会の開催

10月中、前橋市内において、群馬県、群馬県警察、公益財団法人群馬県防犯協会及び群馬県地域安全活動推進協議会連合会との共催により「令和7年全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会」を開催し、暴力団追放気運の向上を図るとともに、暴力団追放功労者（団体）の管区表彰受賞者への伝達と県表彰・感謝状贈呈を行う。

令和6年は、令和6年11月8日（金）午後に、「令和6年暴力団追放群馬県大会」として、29年ぶりに本県が会場となる全国大会として開催されたため、分離開催した。なお、同日午前中に開催された、「第96回民事介入暴力対策群馬大会」と合わせて、群馬県警察・群馬弁護士会・当法人が主催した。

2 相談・支援事業（公益目的事業その2）

(1) 暴力団等に関する相談活動

ア 常設相談窓口の開設

暴力追放相談委員による相談窓口を開設し、暴力団等に絡む県民からの相談に対応する。

- ・ 開催日時：土曜、日曜、祝日を除く午前9時～午後5時の間（昼休みを除く）
- ・ 常設相談室：警察本部江田町庁舎2階
- ・ 相談専用電話：027-254-1100（当法人事務室設置）
- ・ インターネット相談：当法人ホームページ相談コーナー

イ 弁護士無料相談会の開設

弁護士の派遣を受け、暴力団絡みの民事・刑事相談に対応する無料相談会等を開催する。

(7) 弁護士・暴力追放相談委員合同による無料相談会の開催

- ・ 開設日時：毎月第2木曜日の午後2時～同4時の間
- ・ 開設場所：警察本部江田町庁舎内2階相談室
- ※ 当日が休日の場合は、翌週の木曜日とする。
- ※ 5月・8月・11月・2月は、下記(イ)の1日無料相談所に対応する。

(イ) 民事介入暴力1日無料相談所の開設

暴力団絡みの民事・刑事相談に適切に対応するため、群馬弁護士会、群馬県警察本部及び当法人との共催により、3ヶ月に一度県内の各方面に出向いて、弁護士・警察官・暴力追放相談委員3者合同の1日無料相談所を開設する。

- ・ 年間4回：中毛（5月）、西毛（8月）、東毛（11月）、北毛（2月）

ウ 事業所訪問活動

当法人の暴力追放相談委員が賛助会員の事業所等を訪問し、不当要求等に関する相談の受理及び情報の収集に努めながら、暴力団等への対応方法等の助言・指導を行う。

相談案件の対象や内容は、暴力団員による威力の行使事案のみならず反社会的勢力による接近・攻勢が含まれる等、その内容は多岐にわたっている。しかし、これらに共通しているのは、いずれも暴力的不法手段を用いていることから、対応に際しては、警察・弁護士会との恒常的な連携体制を堅持し、各種相談の解決に当たっている。

(2) 少年に対する暴力団の影響排除活動の推進

少年指導委員等に対する暴力団情報の提供、各地域・職域で開催する暴追研修会及び相談活動等の機会を捉えながら、少年に対する暴力団の影響等について啓蒙活動を推進する。

(3) 暴力団からの離脱者支援活動の推進

ア 相談窓口による離脱促進活動

相談電話（０２７－２５４－１１００）設置に関する広報及び適切な相談対応により暴力団からの離脱促進を図る。

イ 関係機関・団体との連携

(7) 群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の開催

暴力団からの離脱及び社会復帰を促進するため、みだしの協議会を開催し、本事業に賛同する受入企業の拡充等に努める。

(4) 群馬労働局等との連携

離脱者の就労、社会復帰のため、公共職業安定所を所管する群馬労働局やその他の関係機関・団体との連携強化を図る。

(7) 前橋刑務所との連携

服役中の受刑者のうち、刑務所担当官が選別した離脱希望の暴力団員に対して、暴追センターの概要、離脱者の社会復帰支援等の講話を行い、出所後の社会復帰を促す。

これまで、組織から離脱し、就労支援して社会復帰した事例は２０人である。
暴力団組織に加入していた者の社会復帰は非常に難しい情勢にあるが、粘り強い説得、助言や就労支援等により社会復帰への援助に努めている。
平成２０年以降、前橋刑務所との連携により、年間２～３回、同刑務所担当官が選別した暴力団受刑者の離脱希望者に対し、社会復帰助言指導のための講話を実施している。

(4) 地域・職域における暴力団追放活動の推進

ア 地域暴追団体との連携

地域暴追団体と恒常的に連携し、情報交換をはじめ、暴追資器材及び広報資料の提供、講演依頼への対応等、それぞれの地域実態に即した暴排活動を展開する。

イ 職域暴排団体との連携と支援

群馬県企業防衛対策協議会、群馬県公共料金暴力対策協議会等職域暴排団体との連携を図りながら、情報交換や資料の提供等業種に応じた暴排活動を支援する。

平成１９年６月、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合せとして「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」が示され、企業にとって反社会的勢力との関係遮断が喫緊の課題となったことに呼応して、証券業、旅館・ホテル業、金融業、警備業、不動産業及び遊技業の各業界等が暴力団追放連絡会を設立し、当法人もこれに参画して情報交換や研修等を推進している。

ウ みかじめ料等縁切り同盟への支援

県内３地域において商工会や観光協会、飲食店、旅館・ホテル等の事業者が中心となって設立された「みかじめ料等縁切り同盟」に対し、群馬県警察や群馬弁護士会等と連携し、支援活動を展開するとともに、他の地域における設立に向けて支援する。

平成２５年４月に「草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟」、同年１２月に「中之条町みかじめ料等縁切り同盟」、令和２年１月に「みなかみ町みかじめ料等縁切り同盟」がそれぞれ設立され、地域を挙げて暴力団追放への意思統一を図るなどの活動を推進している。

(5) 不当要求情報管理機関への業務支援の推進

不当要求情報管理機関に対して、暴力団情報の提供等の業務支援を行う。

国家公安委員会が不当要求情報管理機関として登録した「日本証券業協会」、「公益財団法人モーターボート競走保安協会（関東支所桐生競走場）」への業務支援は、暴力団追放の対策上、欠かすことのできないものである。

※ 不当要求情報管理機関とは、不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者をいい、事業者が互いに協力して任意に設立した組合的性格の組織である。

暴力団対策法は、都道府県暴力追放運動推進センターの業務の一つとして「不当要求情報管理機関の業務を助けること。」を規定している。

（根拠規定：暴力団対策法第32条の3第2項第8号）

(6) 暴力団犯罪被害者に対する見舞金、民事訴訟支援の実施

暴力団犯罪被害者に対する支援事業について、不当要求防止責任者講習や各種会議等を捉えて広報活動を展開するとともに、暴力団犯罪にかかる民事損害賠償請求に伴う訴訟費用の無利子貸付と暴力団員の犯罪行為による被害者に対する見舞金支給等を当法人の関係規定に基づき適切に行う。

当該事案は、いつ発生しても支援できるよう見舞金の支給、民事訴訟の支援財源は、常に確保しておく必要があり、特定資産として保有している。

(7) 適格都道府県センターの適正な運用について

当法人は、暴力団対策法に基づき、平成25年10月24日付け、国家公安委員会から「適格都道府県センター」の認定を受けた。

これにより、指定暴力団等の事務所の付近住民から委託を受けて、付近住民などに代わり、当法人が原告として、当該暴力団事務所を使用させないよう求める使用差止請求訴訟等を行うことができるようになったことから、付近住民などから請求があった場合、関係機関と協力し、適切に対応する。

差止請求関係業務を適正に遂行するため、検討委員会（委員3名）を設置するとともに、差止請求関係業務について専門的知識経験を有する、暴力追放相談委員及び弁護士の中から専門委員（委員2名）を選任し、付近住民からの請求に備えている。

3 調査・資料収集事業（公益目的事業その3）

暴力団は、大規模組織が中小組織を吸収するとともに大規模組織の一部は、相互に交友関係を結んで共存共栄を図るなど寡占化傾向を強めており、全国規模で活動することが常態化し、銃器・薬物取引においても、外国人犯罪組織とも結託している。

こうした情勢に対応するためには、それぞれの暴力団追放機関が広範な情報を収集したうえ、これを共有することが不可欠である。

(1) 全国センターとの連携

ア 4月24（木）都内で開催予定の、全国センター主催「相談委員及び責任者講習担当者研修会」に事務局員等を出席させ、全国・各都道府県センターとの情報交換に努める。

イ 9月26（金）都内で開催予定の、全国センター主催「専務理事・事務局長等修会」に専務理事・事務局長を出席させ、全国・各都道府県センターとの情報交換に努める。

ウ 11月21日（金）都内で開催予定の、全国センター・警察庁主催「令和7全国暴力追放運動中央大会」に参加し、暴力追放運動の相互連携に努める。

(2) 弁護士会との連携による各種事業の推進

民事・刑事を問わず、不当要求行為等に適切に対応するため、弁護士会との緊密な連携に努める。

ア 民事介入暴力対策協議会との連携

当法人は、民事介入暴力事案等について、群馬弁護士会、群馬県警察と相互に連携してその対策を講じるため、民事介入暴力事案等に対する連携の協定（通称：三者協定）を平成21年に締結しているが、同協定で設置している「民事介入暴力対策協議会」（事務局：当法人）を通じて、

- ・ 三者間の情報交換及び研究と調査活動
- ・ 県民、企業等に対する暴力排除の啓蒙活動
- ・ 民事介入暴力事案等に関する相談活動
- ・ 連携チームによる民事介入暴力等の対処活動

等の活動を推進する。

イ 民事介入暴力全国協議会への参加

5月30日（金）北海道函館市で開催される「第12回民事介入暴力対策全国拡大協議会」、9月12日（金）秋田県で開催される「第97回民事介入暴力対策（秋田）大会」に参加し、相互連携と情報交換を図る。

(3) 行政機関相談担当部門との連携による排除活動の推進

暴力相談等に対し、よりの確にアドバイスするため、県犯罪被害者等支援連絡協議会、日本司法支援センター（法テラス群馬）、えせ同和行為対策関係機関連絡会等各相談機関との連携に努める。

交通網や通信技術の発達に伴い、暴力団の活動範囲が広域に及んでいることが多く、一地方の実態把握のみでは的確な手段を講ずるのは困難である。

従って、都道府県各警察、同各暴力追放運動推進センター、同各弁護士会との恒常的連携、なかんずく情報交換はこの種施策の要諦であり、各種会議・研修会・情報交換会には、積極的に参加し、情報交換をする必要がある。

4 表彰事業（公益目的事業その4）

民間における暴力追放活動は、組事務所の恒常的監視や構成員の動向チェックといった水面下での地道な活動や危険を顧みず不法集団と法的対決を挑む活動等が主体であって、交通安全、地域安全運動等の社会貢献活動とはその形態を異にする。

その活動の裏側には、計り知れない肉体的、精神的重圧を伴うのが常であることから、表彰や感謝状贈呈によってその労に報いる意義は重要である。

(1) 全国・管区暴力追放功労者（団体）表彰の上申

全国センターが行う暴力追放功労者栄誉金賞・銀賞・銅賞、団体表彰及び管区内暴力追放運動推進センター連絡会が行う暴力追放功労者（団体）について、関係規定に基づき上申する。

(2) 群馬県暴力追放功労者（団体）表彰等の実施

暴力追放活動等に功労のあった個人・団体に対し、10月中に前橋市内で開催される「令和7年全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会」において表彰を行う。

過去5年間の表彰実施状況は、次表のとおりである。

区 分 年 別	全国・管区表彰	県 表 彰
令和2年	6（1）	8
令和3年	5	8
令和4年	6	8
令和5年	6	8
令和6年	6	8（8）

* 全国・管区表彰欄の（）内は、標語の全国優秀作品受賞者で外数

* 県表彰欄の（）内は、感謝状受賞者で外数

5 普及・育成事業（公益目的事業その5）

(1) 不当要求防止責任者講習の実施

群馬県公安委員会から業務を受託している「不当要求防止責任者講習」については、群馬弁護士会、群馬県警察本部と連携しながら、具体的対応要領を中心としたカリキュラムにより、効果的な講習の実施に努める。

講習開催計画は以下のとおり

- ・ 受講者総数 1,400人
- ・ 実施回数 28回
- ・ 各種配付資料

責任者講習教本、企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢、暴迫ポスター等

- ・ その他

講習に要する経費は受託費等から支出し、受講者には一切の経済的な負担をさせない。

- ・ オンライン講習の継続

コロナ禍に伴う受講控えの傾向を受けて、オンライン講習を導入したが、受講者の利便性も考慮して、引き続き、集合講習に並行する形でオンライン講習を継続実施する。

(2) 少年指導委員研修会の実施

少年に対する暴力団の影響を排除するため、風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律が規定する少年指導委員を対象に研修会を実施する。

暴力団と暴走族との蜜月関係の実態を踏まえた少年への善導指導の必要性をはじめ、暴力団対策法が規定する暴力団への加入強要の禁止、入れ墨強要の禁止等の違反成立要件等をテーマとした研修を行い、効果的な少年指導委員活動に寄与する。

6 管理部門

(1) 賛助会員の拡充による財政基盤の確保

賛助会費は、当法人の事業活動を推進するための中核的な財政基盤であることから、新規会員の恒常的募集に努める。

(2) 適正業務の推進

公益財団法人としての事業目的を逸脱しないよう事業計画に沿った適正業務を推進することはもちろん、県民から信頼される法人として邁進する所存である。

(3) 理事・評議員会の開催

新年度の早い時期に、定例の通常理事会・定時評議員会を開催し、前年度の事業報告と決算報告等を上程するとともに、年度末には定例の通常理事会を開催し、新年度の事業計画・予算案を上程する。

また、役員や評議員から辞任の申し出や、各種規程の変更が必要となった際は、その都度、必要な理事会・評議員会を開催して議決・承認を受ける。